

(一) 各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出する。
すなはち、第十八号に規定する期日迄に支拂い込まれた金額を各期日迄に支拂い込まれた金額に加え、各期日迄に支拂い込まれた金額の $\frac{1}{10}$ を加算して算出する。

額面金額の総額× $\frac{0.2}{100} \times \frac{27}{365}$

(二)

に係る所得税が源泉徴収されるものについては、前記(一)中の口座に記載又は記録されたのとして振替口座簿に於けるものとの間に算式により算出した金額(ただし、該金額に百分の二十を乗じた金額)から当該債券を発行時ににおいて得取る者(非居住者は又は外國人)に當該算式により算出する場合に該金額(たゞ)を乗じた金額(たゞ)を控除する。すなはち、前記(一)の規定によつて該金額(たゞ)を乗じた金額(たゞ)を控除する。

平成二十二年十月十五日を支払期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において同じ）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

十
八
十
七
十
六
十
五

払
込
期
日
払
利
所
支
元
場
金
額
償
還
金
額
償
還
期
限
償
償
利
期
子
の
利
以

平
成
二
十
二
五
月
十
二
日
日
額
本
銀
行
百
年
四
つ
月
き
百
円
額
面
金
額
十
四
年
年
四
月
月
十
五
月
支
各
及
び
間
払
十
月
に
属
す
お
五
日